



宮 崎 県 公 報

令和元年12月23日(月曜日) 第67号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(“) 1

頁

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(福祉保健課) 2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……………(会計課) 2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(“) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・顧・敷録課) 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 3

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示……………3

告 示

宮崎県告示第 596号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社大木産業	西都市大字右松 698番地 1	グループホーム稲穂	西都市大字南方3372番地 7	令和元年11月 8日

宮崎県告示第 597号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人まりあ	都城市志比田町9573番地 1	ショートステイまりあ	都城市志比田町9573番地 1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
ショートステイまりあ2号館	ショートステイまりあ	平成29年4月 1日

宮崎県告示第 598号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社悠隆	延岡市野地町3丁目5番地 1	訪問看護ステーションやさしい手	延岡市野地町1丁目4070-1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市野地町3丁目5番地1	延岡市野地町1丁目4070-1	令和元年10月7日

宮崎県告示第599号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 仮屋医院	都城市上水流町2348番地	医療法人(社団) 仮屋医院	都城市上水流町2348番地	令和元年9月30日

宮崎県告示第600号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
梅田学園株式会社 きよ武自動車学校	宮崎市清武町今泉甲35-67番地1	令和元年10月31日
梅田学園株式会社	宮崎市佐土原町下田島19220番地	

宮崎県告示第601号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
宮崎梅田学園株式会社	宮崎市大字跡江2370番地	宮崎梅田学園株式会社	宮崎市大字跡江2370番地 梅田学園自動車学校生目内	令和元年11月1日
	宮崎市日ノ出町95番1		宮崎市日ノ出町95番1 梅田学園自動車学校日ノ出内	
			宮崎市佐土原町下田島19220番地 梅田学園自動車学校佐土原内	
			宮崎市清武町今泉甲35-67番地1 梅田学園自動車学校清武内	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年12月12日	特定非営利活動法人豊かな島津の杜づくりプロジェクト	清水 豊	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1996番地 学校法人豊栄学園都城東高等学校内	この法人は、宮崎県北諸県郡三股町内餅原地区等の山林において、植林等として近自然の森づくり事業を行い、地域自然環境の保全推進、森林環境教育の推進及びまちづくりの推進

				へ展開し、延いては地球温暖化対策に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--------------------------------

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画公園
6・5・12号 山之口運動公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第155号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

令和元年12月23日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代一洋

- 1 増殖義務
令和2年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。
ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。
- 2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖
1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。
- 3 実施状況及び実績報告の義務
漁業権者は、令和2年7月31日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和3年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。
- 4 その他
この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別表

漁業種 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)												
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい	
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)	
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は 3,000			3,900	
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は 3,000			800	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200		10	又は 2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は 10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業 協同組合	50		36	1,800				5	又は 1,000			2,000	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業 協同組合		1,200	15					4	又は 800			1,200	
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は 28,000	1,100	又は 330	24,000	
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	21		16	1,000				20	又は 4,000				
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水漁 業協同組合	12		4	400				4	又は 800				
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	4	400	7					6	又は 1,200			4,000	
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組合	150		108	12,000		19,000		25	又は 5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合	226		160	16,000		22,800		25	又は 5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合		900	20					5	又は 1,000			7,600	
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は 30,000			100,200	
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は 10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁 業協同組合	12		10					25	又は 5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	30	600	20	5,000		1,200						10,400	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	138		41	2,800				300	又は 60,000			12,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	25		35	1,000				10	又は 2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	10		10					5	又は 1,000				
内共第 21号	御 池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	500	30			1,200				1,000	又は 300	3,000	

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|--------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふな | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |